

違反対象物の公表制度

公表する内容

建物の名称 ○○ビル
所在地 知多市○○町○丁目○○番地
法令違反の内容 ○○設備未設置



公表までの流れ

立入検査の実施



立入検査結果の通知書等の交付

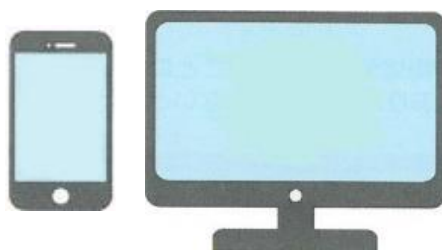


関係者に対する公表の事前通知



立入検査結果の通知から14日経過した日において
なお、当該違反が認められる場合

公表



建物関係者の方へ

建物に以下のような変更を行う場合には、新たに消防用設備等を設置する義務が生じることがありますので、事前に消防本部予防課へご相談ください。

- ✓ 飲食店、物販店、ホテル・旅館、病院、福祉施設等の用途が新たに入居する場合
- ✓ 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合
- ✓ 窓の前に荷物や棚を置いたり、合板等で塞いだりする場合

お問い合わせ先

知多市消防本部予防課 ☎ 0562-56-0147

